

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成17年8月11日(2005.8.11)

【公開番号】特開2003-236218(P2003-236218A)

【公開日】平成15年8月26日(2003.8.26)

【出願番号】特願2002-37231(P2002-37231)

【国際特許分類第7版】

A 6 3 F 7/02

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 5 2 N

A 6 3 F 7/02 3 5 2 F

【手続補正書】

【提出日】平成17年1月17日(2005.1.17)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

パチンコ店等の遊戯店に備えられ、パチンコ玉やスロットマシン用のメダル等の遊戯媒体に換算可能な価額情報が記録されたプリペイド記憶媒体を遊戯者に販売または貸与して、プリペイド記憶媒体を介して遊戯媒体を貸し出すプリペイドシステムであって、

プリペイド記憶媒体に記録された価額情報を記録して管理する集中管理装置と、

該集中管理装置と通信可能に接続され、パチンコ台やスロットマシン等の遊技機の付近に設置され、投入されたプリペイド記憶媒体に記録された価額情報が示す価額の範囲内分の遊戯媒体を貸し出し、該プリペイド記憶媒体の価額情報から貸し出した遊戯媒体分の価額を差し引いて求めた新たな価額情報を該プリペイド記憶媒体に記憶させる遊戯媒体貸出機とを備え、

前記遊戯媒体貸出機と前記集中管理装置との通信が不可能なオフライン時にプリペイド記憶媒体が該遊戯媒体貸出機で使用された場合には、該遊戯媒体貸出機に投入された該プリペイド記憶媒体を返却する操作が行われた時に該プリペイド記憶媒体を返却を行わないことを特徴とするプリペイドシステム。

【請求項2】

前記オフライン時にプリペイド記憶媒体が前記遊戯媒体貸出機で使用された場合には、該遊戯媒体貸出機に投入された該プリペイド記憶媒体を返却する操作が行われた時に遊戯店の従業員を呼び出すためのアラームを発することを特徴とする請求項1記載のプリペイドシステム。

【請求項3】

前記遊戯媒体貸出機と前記集中管理装置との通信が可能なオンライン時にプリペイド記憶媒体が該遊戯媒体貸出機で使用された場合には、該プリペイド記憶媒体に記録された価額情報と該集中管理装置に記録された該プリペイド記憶媒体の価額情報とを比較して一致した場合にのみ該遊戯媒体貸出機から遊戯媒体を貸し出し、該集中管理装置に記録されている該プリペイド記憶媒体の価額情報を、該プリペイド記憶媒体の価額情報から貸し出した遊戯媒体分の価額を差し引いて求めた新たな価額情報に書き換えることを特徴とする請求項1または2記載のプリペイドシステム。

【請求項4】

前記遊戯媒体貸出装置は、遊戯店の従業員に配布される、該遊戯媒体貸出機を遠隔操作

するリモートコントローラを操作することで、投入されているプリペイド記憶媒体を取り出し可能に設けられていることを特徴とする請求項 1 ~ 3 のうちのいずれか一項記載のプリペイドシステム。

【請求項 5】

前記遊戯媒体貸出機と前記集中管理装置との通信が不可能なオフライン時にプリペイド記憶媒体が該遊戯媒体貸出機で使用された場合には、該遊戯媒体貸出機は、該プリペイド記憶媒体がオフライン時に使用されたことを示すオフライン情報を該プリペイド記憶媒体に記録することを特徴とする請求項 1 ~ 4 のうちのいずれか一項記載のプリペイドシステム。

【請求項 6】

前記集中管理装置と通信可能に接続され、投入されたプリペイド記憶媒体に前記オフライン情報が記録されていない場合には、該プリペイド記憶媒体に記録された価額情報と該集中管理装置に記録された該プリペイド記憶媒体の価額情報とを比較して一致したときのみ該プリペイド記憶媒体に記録された価額情報が示す価額分の現金を払い出すプリペイド記憶媒体精算機を備えることを特徴とする請求項 5 記載のプリペイドシステム。

【請求項 7】

前記集中管理装置と通信可能に接続され、現金が投入された際に、投入された現金の金額の範囲内分の価額情報が記録されたプリペイド記憶媒体を排出すると共に、該プリペイド記憶媒体に記録された価額情報を該集中管理装置に送信して記録させるプリペイド記憶媒体発行機を備えることを特徴とする請求項 1 ~ 6 のうちのいずれか一項記載のプリペイドシステム。

【請求項 8】

前記プリペイド記憶媒体発行機は、価額情報が記録されていないプリペイド記憶媒体をストック可能に設けられ、現金が投入された際に、ストックされたプリペイド記憶媒体に価額情報を記録させることを特徴とする請求項 7 記載のプリペイドシステム。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0011】

【課題を解決するための手段】

本発明に係るプリペイドシステムは、上記課題を解決するために、以下の構成を備える。すなわち、パチンコ店等の遊戯店に備えられ、パチンコ玉やスロットマシン用のメダル等の遊戯媒体に換算可能な価額情報が記録されたプリペイド記憶媒体を遊戯者に販売または貸与して、プリペイド記憶媒体を介して遊戯媒体を貸し出すプリペイドシステムであって、プリペイド記憶媒体に記録された価額情報を記録して管理する集中管理装置と、該集中管理装置と通信可能に接続され、パチンコ台やスロットマシン等の遊技機の付近に設置され、投入されたプリペイド記憶媒体に記録された価額情報が示す価額の範囲内分の遊戯媒体を貸し出し、該プリペイド記憶媒体の価額情報から貸し出した遊戯媒体分の価額を差し引いて求めた新たな価額情報を該プリペイド記憶媒体に記憶させる遊戯媒体貸出機とを備え、前記遊戯媒体貸出機と前記集中管理装置との通信が不可能なオフライン時にプリペイド記憶媒体が該遊戯媒体貸出機で使用された場合には、該遊戯媒体貸出機に投入された該プリペイド記憶媒体を返却する操作が行われた時に該プリペイド記憶媒体の返却を行わない。

さらに、前記オフライン時にプリペイド記憶媒体が前記遊戯媒体貸出機で使用された場合には、該遊戯媒体貸出機に投入された該プリペイド記憶媒体を返却する操作が行われた時に遊戯店の従業員を呼び出すためのアラームを発する。

また、前記遊戯媒体貸出機と前記集中管理装置との通信が可能なオンライン時にプリペイド記憶媒体が該遊戯媒体貸出機で使用された場合には、該プリペイド記憶媒体に記録さ

れた価額情報と該集中管理装置に記録された該プリペイド記憶媒体の価額情報とを比較して一致した場合にのみ該遊戯媒体貸出機から遊戯媒体を貸し出し、該集中管理装置に記録されている該プリペイド記憶媒体の価額情報を、該プリペイド記憶媒体の価額情報から貸し出した遊戯媒体分の価額を差し引いて求めた新たな価額情報に書き換える。

さらに、前記遊戯媒体貸出装置は、遊戯店の従業員に配布される、該遊戯媒体貸出機を遠隔操作するリモートコントローラを操作することで、投入されているプリペイド記憶媒体を取り出し可能に設けられている。

これによれば、遊戯媒体貸出機と集中管理装置との通信ができるオンライン時には、遊戯媒体貸出機に投入されたプリペイド記憶媒体に記録された価額情報と集中管理装置に記録されたそのプリペイド記憶媒体の価額情報とを比較して一致した場合にのみ遊戯媒体を貸し出すため、価額情報が改竄された遊戯媒体の使用を防止することができる。さらに、遊戯媒体貸出機と集中管理装置との通信ができないオフライン時にプリペイド記憶媒体が遊戯媒体貸出機で使用された場合には、プリペイド記憶媒体を遊戯者に返却せず、従業員を呼び出すアラームを発し、従業員のみが配布されたリモートコントローラでプリペイド記憶媒体の取り出しを行えるため、従業員がそのプリペイド記憶媒体の精算作業を行うことができる。従って、集中管理装置に記録された価額情報と食い違った価額情報が記録されている可能性のあるプリペイド記憶媒体、即ち、価額情報が改竄されてもそれを認識できないプリペイド記憶媒体が遊戯者の手に渡ることをなくすることができる。